



発行 東京都

目次

告示

- 都市計画の変更(四件).....(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・都市基盤部調整課・交通企画課).....
- 都市計画の決定.....(都市整備局都市基盤部交通企画課).....
- 都市計画の変更(二件).....(都市整備局都市基盤部街路計画課).....
- 防災街区整備事業組合の事業計画の変更認可.....(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課).....
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等.....(環境局総務部環境政策課).....

告示

●東京都告示第百六十三号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
 令和七年三月六日

一 都市計画の種類 東京都知事 小 池 百合子  
 都市計画を定める土地の区域  
 区計画 東京都市計画地区計画  
 晴海地区地区 変更する部分  
 計画 中央区晴海四丁目地内  
 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
 場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び中央区役所

●東京都告示第百六十四号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
 令和七年三月六日

一 都市計画の種類 東京都知事 小 池 百合子  
 都市計画を定める土地の区域  
 区計画 東京都市計画地区計画  
 若葉地区地区 変更する部分  
 計画 新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町及び須賀町各  
 地内  
 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
 場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)及び新宿区役所

●東京都告示第百六十五号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二

項において準用する同法第十八条第一項の規定により東京都市計画流通業務団地を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
 令和七年三月六日

一 都市計画の種類 東京都知事 小 池 百合子  
 都市計画を定める土地の区域  
 流通業務団地 東京都都市計画流通業務団地  
 変更する部分  
 西北部流通業務団地  
 務団地 板橋区高島平六丁目及び高島平七丁目各地内  
 二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部  
 場所 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十二階北側)

●東京都告示第百六十六号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川都市計画都市高速鉄道を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。  
 令和七年三月六日

一 都市計画の種類 東京都知事 小 池 百合子  
 都市計画を定める土地の区域  
 市高速鉄道 立川都市計画都市高速鉄道  
 都市モノレール 追加する部分  
 東京都庁第一号線 東大和市上北台一丁目、芋窪五丁目、芋窪六丁目、武蔵村山市緑が

●東京都告示第百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項

の規定により福生都市計画都市高速鉄道を決定したので、同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和七年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画都市高速鉄道

都市モノレー  
ル第一号線 追加する部分

西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添、字砂前川添、大字石畑字砂前、字二本榎、大字武蔵、大字箱根ヶ崎字日光海道西、字狭山及び字加藤塚各地内

二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び瑞穂町役場

●東京都告示第百六十八号

丘、神明一丁目、神明三丁目、神明四丁目、中央一丁目、中央二丁目、本町一丁目、本町二丁目、三ツ藤一丁目、三ツ木一丁目、三ツ木二丁目、岸一丁目、中原三丁目及び西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添各地内

二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)、東大和市役所、武蔵村山市役所及び瑞穂町役場

●東京都告示第百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により立川都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和七年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画道路  
三・二・四号  
追加する部分

新青梅街道線  
東大和市芋窪六丁目、武蔵村山市緑が丘、学園二丁目、神明一丁目、本町一丁目、三ツ木一丁目、三ツ藤三丁目、中原一丁目及び岸一丁目各地内

九・六・一号  
追加する部分

多摩南北線  
東大和市上北台一丁目、芋窪五丁目、芋窪六丁目、武蔵村山市緑が丘、神明一丁目、神明三丁目、神明四丁目、中央一丁目、中央二丁目、本町一丁目、本町二丁目、三ツ藤一丁目、三ツ木一丁目、三ツ木二丁目、岸一丁目、中原三丁目及び西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添各地内

二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)、東大和市役所、武蔵村山市役所及び瑞穂町役場

●東京都告示第百七十号

項において準用する同法第十八条第一項の規定により福生都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

令和七年三月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画道路  
三・四・四号  
追加する部分

新青梅街道線  
西多摩郡瑞穂町大字武蔵、大字石畑字二本榎、大字箱根ヶ崎字狭山及び字日光海道西各地内

三・四・十号  
追加する部分

東京環状線  
西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎字狭山、字加藤塚及び字日光海道西各地内

九・六・一号  
追加する部分

多摩南北線  
西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷字榎内川添、字砂前川添、大字石畑字砂前、字二本榎、大字武蔵、大字箱根ヶ崎字日光海道西、字狭山及び字加藤塚各地内

二 関係図書の縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十  
二階北側)及び瑞穂町役場

●東京都告示第百七十号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百五十七条第一項の規定に基づき西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合の事業計画

画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第四百三十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業組合の名称

西新宿五丁目北地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

平成二十八年十二月六日から令和七年三月三十一日まで

で

三 施行地区

新宿区西新宿五丁目及び西新宿六丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

新宿区西新宿六丁目二十五番八号

平成二十八年十二月六日

五 変更の内容

事業施行期間を令和七年九月三十日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年三月六日

●東京都告示第百七十一号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第五十八条第一項の規定に基づき、多摩都市モノレール(上北台く箱根ヶ崎)建設事業について、環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年三月六日

東京都知事 小池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(一) 事業者

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

多摩都市モノレール株式会社

代表取締役社長 奥山 宏二

立川市泉町千七十八番地九十二

(二) 環境影響評価の実施者(都市計画を定める者)

東京都

東京都知事 小池 百合子

新宿区西新宿二丁目八番一号

二 対象事業の名称及び種類

多摩都市モノレール(上北台く箱根ヶ崎)建設事業

モノレールの建設

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東大和市上北台一丁目地内の多摩都市モノレール上北台駅付近を起点とし、西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎地内を終点とする約七・〇キロメートルの区間にモノレールを建設するものである。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

(一) 期間

令和七年三月六日から同月二十一日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 東大和市市民環境部環境対策課

イ 東大和市中三丁目九百三十番地

ウ 武蔵村山市環境部環境課

エ 武蔵村山市本町一丁目一番地の一

オ 瑞穂町住民部環境課

カ 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎二千三百三十五番地

キ 東京都環境局総務部環境政策課

ク 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

ケ 東京都多摩環境事務所管理課

コ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況並びに対象事業における行為及び要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行いました。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1(1)～(4)に示すとおりです。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
騒音・振動	<p>(1) 工事の施行中</p> <p>1) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音 敷地境界上の予測地点における予測結果は 68dB～79dB であり、各工種とも評価の指標である「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例といいます）」（平成12年12月22日条例第215号）に基づき報告基準を下回っており、評価の指標を満足します。</p> <p>2) 建設機械の稼働に伴う建設作業振動 敷地境界上の予測地点における予測結果は、37dB～70dB であり、各工種とも評価の指標である「環境確保条例」（平成12年12月22日条例第215号）に基づき報告基準と同程度又は下回っており、評価の指標を満足します。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>1) モノレベルの走行に伴う騒音 敷地境界（計画線最寄りの軌道中心から 8.1m～22.8m地点）、地上からの高さが 1.2mの地点で予測結果は、昼間 49dB～57dB 及び夜間 43dB～51dB であり、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大一第174号）における「新線に係る基準」を満足します。また、現況値（モノレベル騒音の時間区分に合わせた沿道環境騒音調査結果）とモノレベル騒音の合成値を現況環境値と比較すると、同程度となっています。</p> <p>2) モノレベルの走行に伴う振動 敷地境界（計画線最寄りの軌道中心から 8.1m～22.8m地点）の予測結果は 43dB～49dB であり、評価の指標である「環境確保条例」（平成12年12月22日条例第215号）に基づき「日常生活等に係る振動の報告基準」を満足します。また、現況値（沿道環境振動調査結果）とモノレベル振動の合成値を現況環境値と比較すると、V-4地点を除いて同程度となっています。V-4地点はモノレベルの走行に伴う振動により、現況環境値と比較してやや高くなっていますが、評価の指標を満足します。</p>

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
土壌汚染	事業区間周辺の一部の土地において土壌汚染のおそれがないものと判断できないものの、現時点では、事業用地未取得のため現地調査が実施できません。そのため、「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日法律第53号）第4条及び「環境確保条例」（平成12年12月22日条例第215号）第117条に基づき調査を実施し、その結果、土壌汚染のおそれがあると認められた場合には、「東京都土壌汚染対策指針」（平成31年3月18日告示第394号）等に基づき、適切な措置を講じることとし、これらの結果を事後調査報告書で報告します。以上のことから、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足します。
日影	工事の完了後において、「建築基準法」（昭和25年5月24日法律第201号）、「東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例」（昭和53年7月14日条例第63号）の規制時間を大部分の区間で満足します。一方、規制時間を超える日影が駅舎部及び軌道部の一部の区間で生じます。また、日影が生じることによる影響に特に配慮すべき施設等のうち、冬至日においては、「ヒューマン・クア武蔵村山」及び「三ツ木地区図書館」の施設の一部では午後2時から午後4時にかけて、「加藤塚跡地」では午前8時から午前9時にかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないと予測されます。なお、規制基準を超える日影が発生する区間については、「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（平成15年7月11日国土交通省国総国調第46号）を参考にし、関係者と協議の上対処します。
電波障害	<p>(1) モノレベル施設の設置による遮蔽障害及び反射障害 テレビ電波における地上デジタル放送の受信障害に関して、スカイツリーの遮蔽障害は、事業区間の上北台駅からの起点付近急曲線部周辺、№4駅から瑞穂町の箱根ヶ崎アンテナ部及び№6、7駅周辺の西側にかけて広域局で最大約200m、東域局で最大約1kmの範囲で影響が生じると予測されます。青梅局の遮蔽障害は、事業区間の箱根ヶ崎アンテナ部から№7駅周辺の東側にかけて最大約800mの範囲で影響が生じると予測されます。衛星放送の受信障害に関して、遮蔽障害は、事業区間の北側、東側において、構造物端部から最大約25mまでの範囲で影響が生じると予測されます。</p> <p>また、地上デジタル放送及び衛星放送ともに、反射障害は、事業区間の構造物の高さや反射面の大きさ及び送信所との位置や高さの関係から、生じないものと予測されます。</p> <p>本事業による障害が明らかになった場合には、アンテナ設置位置の調整やケーブල්テレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施します。</p> <p>なお、電波障害が生じると予測される地域以外において障害が生じた場合にも、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、同様の措置を実施します。</p> <p>これにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足します。</p>

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目	評価の結論
電波障害	<p>(2) モノレベルの走行によるノイズ障害及びフラッター障害          ノイズレベルの走行については、「新幹線列車による電波雑音妨害とその評価実験」によると、アナログ放送において、電車が150 km/h程度の高速走行になるとノイズレベルが増加する場合はあるとの報告があります。事業区間のモノレベルの設計最高速度は60 km/hと設定していること、デジタル放送は、アナログ放送に比べて雑音等の妨害に強い特性を持つことから、テレビ画質に影響を及ぼすほどの障害は生じにくいものと予測されます。          フラッター障害の範囲は、本事業における遮蔽障害の予測では、「遮蔽高さ」をフラッター障害を引き起こすと考えられる「モノレベルの高さ」(約4m)と同等としているため、フラッター障害は遮蔽障害の範囲内に収まるものと予測されます。          これらの障害に関して、デジタル放送については、類似事例も少ないため、障害が生じた場合には、速やかに調査を行い、本事業による障害であることが明らかになった場合には、ケーブリングテレビによる受信対策等の環境保全のための措置を実施します。          これらにより、受信障害の状態を解消できることから、評価の指標である「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」を満足します。</p> <p>(1) 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度          事業区間及びその周辺では商業系の土地利用が多く、その他の地域では住宅系の土地利用が多い状況にあります。その中で、モノレベル施設は事業区間周辺の商業施設や中層建築物等を大きく超える高さではないことから、市街化されている主要な景観の構成要素は大きく変化せず、また、周囲に圧迫感を与えるものではないと考えられます。          加えて、駅舎については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮することから、評価の指標である「事業地周辺の歴史、文化、自然、地域性等に配慮すること」を満足します。</p> <p>(2) 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度          代表的な眺望地点からの眺望は、そのほとんどが新青梅街道を中心に広がる商業施設や戸建て、中高層の住宅等といった建物が立地しています。その中に新たな景観要素として軌道部、駅舎等のモノレベル施設が加わり、一部眺望の変化が認められるものの、ほとんどの区間でモノレベル施設は視界を遮るのではなく、周辺環境と調和した景観要素の一部となります。          また、駅舎については、周辺環境や地域景観と調和するようデザイン、色彩等に配慮するとともに、駅舎の形状や意匠等は、地域の景観づくりに寄与するよう配慮します。さらに、モノレベル施設については周辺環境に調和するよう配慮する等、環境保全のための措置を実施します。これらのことから、評価の指標である「事業地周辺の歴史、文化、自然、地域性等に配慮すること」を満足します。</p>

表1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

子測・評価項目	評価の結論
史跡・文化財	<p>周知の文化財については、午前8時から午前9時にかけて日影が生じるものの、規制時間を超える日影は生じないことから、事業の実施に伴う日影の影響は生じないと予測されます。          なお、事業区間に周知されている埋蔵文化財包蔵地は存在しませんが、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切な保全に努めます。          これらのことから、文化財に及ぼす影響は生じないため、評価の指標である「文化財保護法等に定められた保存に関する事項を遵守すること」を満足します。</p> <p>事業区間周辺には、公園等が点在しますが、直接的な改変はないことから、公園等への影響はないと考えられます。          「東大和市ウオーキングラック(郷土博物館館前)」、「野山北公園自転車道」及び「武蔵村山市ウオーキングラック(うきうき桜並木コース)」、「いきいき花めぐりコース)」、「むさしむらやま歴史散策コース(東コース)」と想定される主な工事用車両の走行ルートと一部の重なることから、工事用車両の出入りが想定される事業地付近では、工事の施行に伴い、自然との触れ合い活動の場までの利用経路への影響が考えられます。          そのため、工事用車両の出入口付近に交通誘導員を配置する等の措置を講じることで、歩行者や自転車の移動阻害を防ぎ、通行空間を確保するほか、工事用車両の走行ルートと重なる散歩道では、歩車道分離は確保されていますが、工事用車両の制限速度を守る等、安全運転を徹底することとします。</p> <p>さらに、モノレベルの構造形式は高架構造であり、工事の完了後においては、散歩道及び散策路の機能は現状と変わらないと考えられます。          これらのことから、自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響は生じないと予測され、評価の指標である「自然との触れ合い活動の場までの利用経路に著しい影響を及ぼさないこと」を満足します。</p> <p>建設工事に伴い発生するアスファルト塵及び建設発生土については、再資源化率又は有効利用率を99%以上とすることから、「東京都建設リサイクル推進計画」(令和4年4月 東京都都市整備局)に定める東京都関連工事の目標値を達成します。          プラスチック、ガラス、ケラシ等の建設廃棄物について、関係法令を遵守し、適正に処理します。          建設混合廃棄物について、「東京都建設リサイクル推進計画」(令和4年4月 東京都都市整備局)に定める東京都関連工事の目標値を達成するよう再資源化等を行うとともに、関係法令を遵守し、適正に処理します。再資源化が困難な建設廃棄物及び有効利用が困難な建設発生土については、関係法令を遵守し、適正に処理します。          これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足します。</p>
自然との触れ合い活動の場	<p>自然との触れ合い活動の場</p>
廃棄物	<p>廃棄物</p>

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
三鈴印刷株式会社  
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一  
電話 〇三(五二七六)〇八一(代)

郵便番号  
101-0051



この公報は、環境にやさしく、リサイクルできます。